

令和8年度

練馬区立学校デジタル利活用支援業務

提案等評価基準

令和8年10月5日

練馬区教育委員会事務局

教育振興部 教育施策課

1 本書の目的

本要領は、「令和9年度 練馬区立学校デジタル利活用支援業務プロポーザル」を実施するにあたり、提案内容の評価および応募事業者の順位付けを実施するために、必要な事項および評価の基準を定めたものである。

2 評価機関

提案書等の審査および受託事業者の選定は、「令和9年度 練馬区立学校デジタル利活用支援事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が行う。

3 評価項目

一次審査および二次審査における評価項目は下表のとおり。

No.	評価項目	一次審査	二次審査	区分
1	基本事項	○	—	技術点
2	受託実績	○	—	
3	実施体制	○	—	
4	提出書類の適合性	○	—	
5	業務に対する考え、取り組み方法	—	○	
6	追加提案	—	○	
7	プレゼンテーション	—	○	
8	見積価格の妥当性	—	○	価格点

○：評価対象 —：評価対象外

4 採点方法

（１）採点の区分

提案内容およびプレゼンテーションに基づいて評価する技術点（評価項目１～７）と見積書に基づいて算出する価格点（評価項目８）とに分けて採点する。

（２）合計点数、技術点と価格点の配点比率

技術点と価格点の配点は、下表のとおりとし、総合評価点の満点を200点とする。

評価項目	一次審査	二次審査	合計
1 技術点（提案内容の評価）	60	120	180
2 価格点（見積金額の評価）	—	20	20
合計（総合評価点）	60	140	200

(3) 技術点の採点方法

ア 評価項目ごとに審査項目を設け、審査項目ごとに5段階評価を行う。

評価基準	評 点
特に優れている	5
優れている	4
区が求める要件を満たしている	3
やや劣る	2
劣る	1

イ 評価項目ごとにその重要性に応じて採点結果に重みづけを行う。重みづけは1～3倍とし、評点に乗算した結果を得点とする。

ウ 一次審査においては、評価項目1～4の得点を合計し、技術点を算出する。

エ 二次審査においては、評価項目5～7の得点を合計し、技術点を算出する。

(4) 価格点の採点方法

ア 令和9年度経費の見積額(税込)を用いる。

イ 極端な低価格、低品質での受託を防止するため下限額を設定し、採点は上限額(プロポーザル募集要領に定める「概算経費」)および下限額の範囲内で行う。

ウ 見積書の合計金額が上限額と下限額との間になる場合は、基礎点10点を付与する。下限額を下回る場合は、基礎点は付与せず、価格点を0点とする。

エ 上限額と下限額の間には中間価格帯を設定し、当該価格帯を提示した場合は満点(基礎点10点+加点10点=20点)とする。

オ 中間価格帯から上限額方向、または下限額方向に離れるに従い、金額差を複数の段階に区分し、その段階に応じて加点(9～0点)を付与する。

カ 上限額および下限額の場合は提示した場合の価格点は10点(基礎点10点+加点0点)とする。

5 総合評価

一次審査での技術点および二次審査での技術点・価格点の合計を総合得点とする。